

戸田FAX情報

NO. 646

令和2年3月9日

顧問先各位

戸田会計事務所
所長 戸田裕陽

キャッシュレスポイント還元処理 コンビニでのキャッシュレス即時決済について

消費税の増税による消費刺激策として、令和2年6月までコンビニなどにおいてキャッシュレスで買い物をすると2%分代金が返却されますが、今回この即時決済の処理について下記に示します。

例として下記の買い物をコンビニでしたこととします。

〇〇コンビニ		〇〇店	
2019年12月20日(金)	10:37		
【領収書】			
ジャスミン茶	108*		
小計(税抜8%)	¥100		
消費税等(8%)	¥8		
合計	¥108		
(税率8%対象)	¥108)		
(内消費税等8%対象)	¥8)		
キャッシュレス還元額	-2		*マークは軽減税率対象です。
交通カード支払	¥106		交通カード番号PB・・・

この場合のポイント還元額2円の取扱いですが、これが値引きですと

消耗品費 106 (8%軽減税率) / 預け金 106

となりますが、これは値引きではありません。これは、あとから国が補助するものであるため収入です。ただし消費者にとっては買った時点でこの特典を受けるため、即時決済の時点でこの特典部分を収益(雑収入)に計上し、費用は減額前の金額で計上します。

したがって以下の取扱いとなります。

消耗品費 108 (8%軽減税率) / 預け金 106
雑収入 2 (不課税)

(参考)

費用については上記108円に対する8円の消費税が仕入税額控除の対象となります。